

令和元年 7月22日  
国立研究開発法人  
日本原子力研究開発機構  
敦賀事業本部

## 高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画等の変更認可申請について

原子力機構は、高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画について、放射性廃棄物発生量の低減等の観点から、炉心に装荷している燃料体の取出し箇所の一部について模擬燃料体を装荷しないこととするため、本日、原子炉等規制法<sup>\*1</sup>に基づき、原子力規制委員会に対して廃止措置計画変更認可申請を行いました。

また、この変更認可申請の内容を踏まえた模擬燃料体の炉心における装荷位置を定める等のため、本日、原子炉等規制法<sup>\*2</sup>に基づき、原子力規制委員会に対して原子炉施設保安規定の変更認可申請を行いました。

\*1：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の34第3項において準用する同法第12条の6第3項

\*2：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項

(添付資料)

添付1：もんじゅ廃止措置計画変更認可申請の概要

添付2：もんじゅ原子炉施設保安規定の変更認可申請の概要

以上

(原子力規制委員会への提出資料)

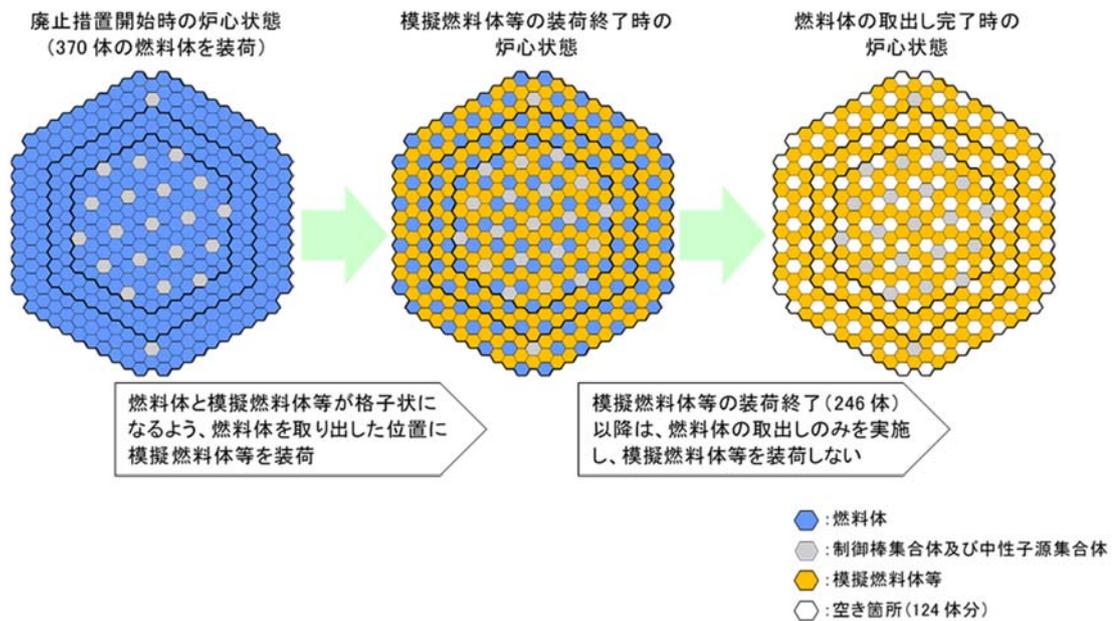
[高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設廃止措置計画変更認可申請書](#)

[高速増殖原型炉もんじゅ原子炉施設保安規定の変更認可申請について](#)

## もんじゅ廃止措置計画変更認可申請の概要

## 1. 模擬燃料体の部分装荷

放射性廃棄物発生量の低減等の観点から、炉心に装荷している燃料体の取出し箇所の一部について模擬燃料体を装荷しないこととする。



## 2. その他

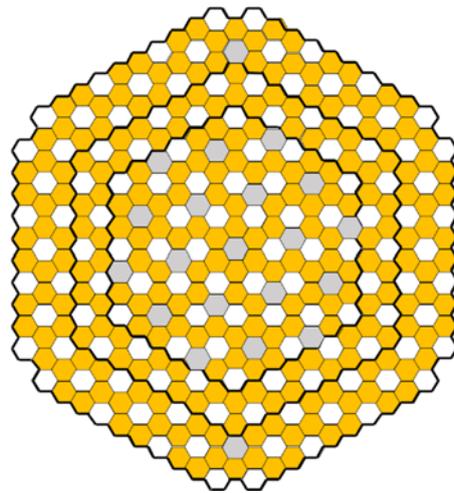
今後、燃料体を缶詰処理しないとしたことから、性能維持施設のうち、燃料缶詰装置及び缶詰雰囲気調整装置の維持期間を「炉心等から燃料体を取り出すまで」から「2018年度の燃料体の処理完了（2019年1月）まで」に見直す。

以上

## もんじゅ原子炉施設保安規定の変更認可申請の概要

## 1. 模擬燃料体の装荷場所の限定

地震時における燃料体の構造健全性評価結果を踏まえ、模擬燃料体等の装荷位置を定める。



- : 制御棒集合体及び中性子源集合体  
● : 模擬燃料体等

図 模擬燃料体等の炉心装荷位置

## 2. その他

## (1) 性能維持施設の管理方法の見直し等

燃料集合体等の管理について、第 8 章保守管理に基づいた管理を行うものではないことから、第 5 章燃料管理に基づいた管理を行うよう、変更する。

## (2) 性能維持期間終了後の事業者自主検査の扱いの明確化

廃止措置計画変更認可申請の内容を踏まえ、性能維持施設について維持期間を終了した場合、事業者自主検査及び施設定期検査の対象から外すことを追記する。

以上